

砂川市義務教育学校基本構想

令和4年4月20日

砂川市教育委員会

砂川市義務教育学校基本構想

目 次

I	砂川市義務教育学校の教育	1
1	小中一貫教育のねらい	1
2	学年の区切りと教育課程の編成	1
(1)	1st ステージ	1
(2)	2nd ステージ	2
(3)	3rd ステージ	2
3	教育理念と目指す児童生徒像	2
4	小中一貫教育の具体的な取組	3
(1)	よりよく考え、自ら進んで学習に取り組む児童生徒【確かな学力】	3
(2)	自他の命を大切にし、思いやりのある心豊かな児童生徒【豊かな人間性】	3
(3)	健康で安全な生活を心がけ、自ら進んで運動に親しむ児童生徒【健やかな体】	3
(4)	ふるさと「砂川」に誇りをもつ児童生徒【郷土を愛する心】	4
	砂川市小中一貫教育全体構想図	5
5	学校概要	6
(1)	形態	6
(2)	管理職	6
(3)	児童生徒数	6
(4)	教職員数	6
(5)	学級編成	6
(6)	教育課程の基本的な考え方	7
II	義務教育学校の整備方針	8
1	建設の基本方針	8
(1)	児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備	8
(2)	ICTを活用できる施設整備	8
(3)	教職員の働きやすい施設整備	8
(4)	児童生徒・地域住民の交流を推進できる施設整備	8
(5)	児童生徒・地域住民の安全・安心を確保できる施設整備	9
(6)	学校施設の機能向上を目指す施設整備	9
2	学校規模	9
3	施設設備	12
(1)	普通教室	12
(2)	特別教室	12
(3)	多目的教室等	13
(4)	共通・共用部	13
(5)	管理系施設	13
(6)	屋内運動施設	14
(7)	屋外施設	14
(8)	防災施設(設備)	14
(9)	地域連携施設	14
4	通学支援	15
5	地域に開かれた学校施設	15
6	幼保、高校との連携	15
7	建設形態	15
8	建設予定地	15
9	建設に係るスケジュール	16

I 砂川市義務教育学校の教育

1 小中一貫教育のねらい

児童生徒の「生きる力」を育むため、児童生徒一人一人の能力や適性などに応じてその意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度を育成するとともに、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた資質・能力、優しさや思いやりなどの人間性等を育むことが重要です。

そのため、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、義務教育9年間を一体的に捉え、指導の一貫性や学びの系統性を重視した教育活動を展開する義務教育学校を目指します。

また、義務教育9年間を「4（1年生～4年生）－3（5年生～7年生）－2（8年生～9年生）」の3つのステージに区切り、各ステージの教職員が中心となって当該ステージの児童生徒を指導する体制を整備し、各ステージ間の緊密な連携体制のもとに充実した教育活動を推進します。

「生きる力」の育成

知：よりよく考え 未来を生きる力を 共に 学び続ける児童生徒

徳：豊かな心を持ち 共に 思いやる児童生徒

体：運動を楽しみ 共に 健やかな成長を目指す児童生徒



- 義務教育学校の特性を生かした特色ある教育活動
- いじめ、不登校、特別支援教育の一元的な体制の構築
- 幼・保・小・中・高等学校の一体的な連携
- 学校・家庭・地域が相互に連携した教育活動

2 学年の区切りと教育課程の編成

義務教育学校における教育課程の編成に関しては、小学校及び中学校学習指導要領を準用することから、9年間の学習内容は変わりませんが、義務教育学校だからこそ可能となる9年間の義務教育における系統的、継続的な教育計画を実施していきます。

具体的には「6－3制」の学習内容を踏まえた上で、9年間を見通した「4－3－2制」の学年段階の区切りによる系統的な編成を行います。また、中学校で行っている教科担任制を前期課程の後期に当たる5・6年生から段階的に導入することにより、スムーズな後期課程への進級、安定的な学力の向上を目指します。

(1) 1st ステージ

1年生から4年生までを一つの区切りとして、基礎・基本の確実な定着を目指し、学校生活に慣れながら、基本的な生活習慣や学習習慣の確立を図ります。また、学級担任のもと、安定した環境の中で基礎的な学力を育みます。

- 学びへの興味・関心を持ち、基本的な学習習慣を身に付ける。

- 思考力・判断力・表現力を発揮して主体的に学習に取り組む。
- 体験活動等を通して、友達と仲良く接する。
- 友達と互いに励まし合い、望ましい人間関係を築く。
- 早寝早起きなどの基本的生活習慣を身に付け、交通ルールや学校の決まりを守る。
- 健康で安全な生活の大切さを理解する。

(2) 2nd ステージ

5年生から7年生までを一つの区切りとして、基礎・基本の徹底を目指し、義務教育前期課程から後期課程への円滑な接続により、学びの内容深化に伴う環境の変化を緩和し、安定的な学力の向上を図ります。

- 7年生の学習指導をよりスムーズにするため、一部教科担任制を導入し、前期課程と後期課程の教員が一体となって専門性を生かした学習指導を行う。
- 知識・技能を取得し、それらを活用して課題解決をする中で、思考力・判断力・表現力を使って主体的・対話的に学習に取り組む。
- 周囲の人の個性や特性を理解するなど、相手の立場や気持ちを理解し、誰とも適切な人間関係を築く。
- 学校の決まりやマナーの意義を理解し、主体的に健康で安全な生活を送る。

(3) 3rd ステージ

8年生から9年生までを一つの区切りとして、個性・能力の伸長を目指し、9年間のまとめとして、知識・技能の習得とともに、主体的に課題に取り組み、解決するための思考力・判断力・表現力等の充実を図ります。

- 職場体験学習や進路学習を通して、社会で生きていく力を育てる。
- 多様な進路選択が可能となるようなキャリア形成を目指した学習やガイダンスを実施する。
- 知識・技能を習得し、それらを活用して課題解決する中で、多面的に思考・判断し、相手の立場に立って表現するなど、主体的・対話的に学習に取り組む。
- 人間尊重の精神に基づき、物事を多面的・多角的に考え、周囲の人とよりよく生きようとする。
- 自らを律し、他の範となる健康で安全な生活を心がける。

3 教育理念と目指す児童生徒像

一人一人の児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の担い手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

そのため、揺るぎない教育理念のもと、義務教育学校の特性を生かすとともに、学校運営協議会の組織を活用するなどして、学校・家庭・地域の連携を深め、目指す児童生徒像に迫るための教育活動を推進します。

【教育理念】

児童生徒の豊かな心と 学ぶ力を育む教育の実現

生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送ることができるよう、学びのための環境整備を進めるとともに、新たな未来を拓くため、地域と連携して子供たちの成長を支え、豊かな心や学ぶ力を育む教育の充実を図ります。

【目指す児童生徒像】

- 【確かな学力】：よりよく考え、自ら進んで学習に取り組む児童生徒
- 【豊かな人間性】：自他の命を大切にし、思いやりのある心豊かな児童生徒
- 【健やかな体】：健康で安全な生活を心がけ、自ら進んで運動に親しむ児童生徒
- 【郷土を愛する心】：ふるさと「砂川」に誇りをもつ児童生徒

4 小中一貫教育の具体的な取組

（１）よりよく考え、自ら進んで学習に取り組む児童生徒 【確かな学力】

- 各教科等における９年間を見通した一貫性のある指導方針と「４－３－２制」の各ステージにおける学習に関する児童生徒の姿をもとに、計画的・継続的な指導を通して、確かな学力を身に付けさせます。
- 教科等横断的な視点から９年間を見通した一貫した教育課程を編成し、学習指導要領で示された資質・能力の３つの柱をバランスよく育成します。
- 教科等の特質や児童生徒の実状を踏まえ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を行います。
- 児童生徒一人一人が「何を学ぶのか」「どのように学ぶのか」等を授業の中で意識できるよう、課題の提示と振り返りを行う一貫した授業を行います。
- 前期課程の後半から段階的に一部の教科で担任以外の教員が指導する教科担任制を取り入れ、教科の専門性を生かした学習指導を行います。

（２）自他の命を大切にし、思いやりのある心豊かな児童生徒 【豊かな人間性】

- 児童会と生徒会が合同で活動することで、児童生徒の自主性や社会性等を育むなど、よりよい人間関係を構築します。
- 上級生が下級生に優しく、思いやりの心で接する場面や、下級生が上級生への憧れを膨らませるような場面を設定し、心豊かな児童生徒を育成します。
- 異学年交流や地域貢献活動など、人との関りを大切にした多様な活動を進め、他者の個性を理解する力やコミュニケーション能力などを育成します。
- 各ステージの教育活動において、児童生徒一人一人の活動の場を保障し、自己肯定感や自己存在感を膨らませます。
- 各ステージの教育活動において、連帯感や仲間意識が醸成されるよう工夫するとともに、４年生、７年生、９年生では児童生徒の発達の段階に応じたリーダー性を育成します。

（３）健康で安全な生活を心がけ、自ら進んで運動に親しむ児童生徒 【健やかな体】

- 生徒指導や教育相談に関する９年間の記録を積み上げ、児童生徒一人一人に応じた適切な指導・支援を行い、心の安定感のある児童生徒を育成します。
- 体育科・保健体育科の授業を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進するとともに、運動やスポーツを楽しもうとする意欲を育成します。

- 小中一貫教育の特色を生かした体育的行事などを通して、運動に対する興味や関心を高め、積極的に体力の向上を図ろうとする意欲や態度を育成します。
- 家庭や地域との連携の充実を図り、児童生徒の発達の段階を踏まえた基本的な生活習慣や食習慣の定着を図り、健康で安全な学校生活を送る児童生徒を育成します。
- 集団生活における安全を意識した規律ある行動について、児童会・生徒会が主体となった活動を通して、主体的に実践できる児童生徒を育成します。
- 5年生、6年生から部活動の体験を実施し、後期課程における部活動への円滑な接続を図るとともに、児童生徒の健やかな体を育成します。

(4) ふるさと「砂川」に誇りをもつ児童生徒 【郷土を愛する心】

- 家庭や地域、地元企業などと連携した体験学習を通して、ふるさとを大切にする心をもたせ、学びを地域に生かそうとする態度を育てます。
- コミュニティ・スクールを活用し、地域の人材や地元企業などの教育資源を活用した職場体験・職場訪問等を通して、児童生徒のキャリア実践力を育成します。

砂川市小中一貫教育全体構想図

ねらい

義務教育9年間を一体的に捉え、指導の一貫性や学びの系統性を重視した教育活動を展開し、多様性を尊重する態度、互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、優しさや思いやりなど、子供たちの「生きる力」を育む

「生きる力」の育成

知：よりよく考え 未来を生きる力を 共に 学び続ける児童生徒

徳：豊かな心を持ち 共に 思いやる児童生徒

体：運動を楽しみ 共に 健やかな成長を目指す児童生徒



- 義務教育学校の特性を生かした特色ある教育活動
- いじめ、不登校、特別支援教育の一元的な体制の構築
- 幼・保・小・中・高等学校の一体的な連携
- 学校・家庭・地域が相互に連携した教育活動

教育理念

児童生徒の豊かな心と 学ぶ力を育む教育の実現

目指す児童生徒像

- 【確かな学力】 **よりよく考え、自ら進んで学習に取り組む児童生徒**
- 【豊かな人間性】 **自他の命を大切にし、思いやりのある心豊かな児童生徒**
- 【健やかな体】 **健康で安全な生活を心がけ、自ら進んで運動に親しむ児童生徒**
- 【郷土を愛する心】 **ふるさと「砂川」に誇りをもつ児童生徒**

具体的な取組

よりよく考え、自ら進んで学習に取り組む児童生徒

- 計画的・継続的な指導による確かな学力の定着
- 学習指導要領で示された資質・能力の3つの柱をバランスよく育成
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善
- 前期課程の後半から段階的に教科担任制を導入

自他の命を大切にし、思いやりのある心豊かな児童生徒

- 児童会と生徒会が合同で活動することで、児童生徒の自主性や社会性等を育成
- 異学年交流や地域貢献活動など、人との関りを大切にした多様な活動の充実
- 児童生徒一人一人の活動の場を保障し、自己肯定感や自己存在感を醸成
- 4年生、7年生、9年生における児童生徒の発達の段階に応じたリーダー性の育成

健康で安全な生活を心がけ、自ら進んで運動に親しむ児童生徒

- 生徒指導や教育相談に関する9年間の記録を積み上げ、心の安定感のある児童生徒を育成
- 生涯にわたって運動やスポーツを楽しもうとする意欲の育成
- 家庭や地域との連携の充実を図り、健康で安全な学校生活を送る児童生徒の育成

ふるさと「砂川」に誇りをもつ児童生徒

- 地域の人材や地元企業などの教育資源を活用した児童生徒のキャリア実践力の育成

5 学校概要

(1) 形態

砂川中学校と市内5校の小学校が統合した9年制の義務教育学校

(2) 管理職

校長 1名 副校長 1名 教頭 2名

(3) 児童生徒数（令和8年度の予想）

児童数：513名 生徒数：265名 合計：778名

※令和3年12月1日現在の住民基本台帳のデータより算出

(4) 教職員数

○通常学級

【小・中学校の算定】

○小学校（17学級編制）

校長 1名
教頭 1名
教諭 19名
養護教諭 1名
栄養教諭 1名
事務職員 1名

○中学校（9学級編制）

校長 1名
教頭 1名
教諭 14名
養護教諭 1名
事務職員 1名

総計：42名

【義務教育学校の算定】

○義務教育学校（26学級編制）

校長 1名 前期課程（17学級編成）

副校長 1名 教頭 1名
教諭 19名
養護教諭 1名
栄養教諭 1名
事務職員 1名

後期課程（9学級編制）

教頭 1名
教諭 14名
養護教諭 1名
事務職員 1名

総計：42名

校長	副校長	教頭	教諭	養護 教諭	栄養 教諭	事務 職員	合計
1	1	2	33	2	1	2	42

○特別支援学級

	学級数							教員数
	知的	自閉 情緒	言語	病弱	肢体	難聴	計	
前期 課程	2	2	1	1	1	1	8	9
後期 課程	1	1	1	1	1	—	5	6

(5) 学級編制（令和8年度の予想）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
児童生徒数	66	76	97	80	95	99	83	94	88	778
学級数	2	3	3	3	3	3	3	3	3	26

(6) 教育課程編成の基本的な考え方

学年（9年制）		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		前 期 課 程						後 期 課 程		
ステージ		1st ステージ 【基礎・基本の 確実な定着】				2nd ステージ 【基礎・基本の徹底】			3rd ステージ 【個性・能力の伸長】	
目 標		○学びへの興味・関心をもち、基本的な学習習慣を身に付ける。 ○思考力・判断力・表現力を発揮して主体的に学習に取り組む。 ○体験活動等を通して、友達と仲良く接する。 ○友達と互いに励まし合い、望ましい人間関係を築く。 ○早寝早起きなどの基本的生活習慣を身に付け、交通ルールや学校の決まりを守る。 ○健康で安全な生活の大切さを理解する。				○知識・技能を取得し、それらを活用して課題解決をする中で、思考力・判断力・表現力を使って主体的・対話的に学習に取り組む。 ○周囲の人の個性や特性を理解するなど、相手の立場や気持ちを理解し、誰とでも適切な人間関係を築く。 ○学校の決まりやマナーの意義を理解し、主体的に健康で安全な生活を送る。			○知識・技能を習得し、それらを活用して課題解決する中で、多面的に思考・判断し、相手の立場に立って表現するなど、主体的・対話的に学習に取り組む。 ○人間尊重の精神に基づき、物事を多面的・多角的に考え、周囲の人とよりよく生きようとする。 ○自らを律し、他の範となる健康で安全な生活を心がける。	
授業時間		45 分				50 分				
教科の指導形態		学級担任制				一部教科担任制 （国語、算数、理科、音楽、図工、体育、外国語など）		教科担任制		
特色 あ る 教 育 活 動	異学年交流	異学年交流活動の実施、前期課程と後期課程の合同行事の実施								
	異校種連携	砂川高等学校との連携								
	部 活 動					体験的に参加		部活動		
	地域に誇りをもつ児童生徒の育成	○コミュニティ・スクールを活用し、地域の人材や地元企業などの教育資源を活用した職場体験・職場訪問等の実施【キャリア教育の推進】 ○家庭や地域、地元企業などと連携した体験学習の実施【ふるさと愛の醸成】								

II 義務教育学校の整備方針

1 建設の基本方針

施設は一体型とし、児童生徒や教職員が、学年を超えての交流や連携が図れる空間を考慮するなど、義務教育学校としての特性を十分発揮できる施設とします。

(1) 児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備

- 9年間を見通した教育活動ができる施設環境を整えるため、義務教育学校における学年の区切り(4・3・2)ごとにまとまりをつくり、9年間を過ごす場所として、児童生徒自身が、学年が上がるごとに成長が感じられる施設整備を目指します。
- 児童生徒一人ひとりの学習の状況に応じたきめ細かな指導を進めることができるようにするため、少人数学習、習熟度別学習など多目的に活用できる施設整備を目指します。
- 複数学年による学習等の活動や児童生徒の学習成果の発表など、多様な学習内容・学習形態による活動を可能とする空間に配慮した施設整備を目指します。
- スクールバスの待ち時間など、放課後に児童生徒が自習などの、学習活動として利用できる施設整備を目指します。
- 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善を進めていくため、児童生徒が主体的に調べ学習に取り組める施設整備を目指します。
- 異学年交流によって精神的な発達や社会性の育成等の効果が期待されることから、学年や学年段階の区切りを越えて年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できるよう各室・空間や動線に配慮した施設整備を目指します。

(2) ICTを活用できる施設整備

- 個別最適な学びと、協働的な学びを実現するために ICT は必要不可欠であり、ICT を活用することにより時間、場所に限定しない学びが可能となることから、特別教室を含め、日常的に ICT を活用できるよう、無線 LAN 等の通信設備を整えます。
- 一人一台端末の活用により、多様な学習・活動の展開が可能となるように、ICT を日常的に活用できる環境とするため、タブレット端末の収納場所や充電場所を確保します。

(3) 教職員の働きやすい施設整備

- 教職員がより効果的・効率的な授業の準備や研修、様々な校務等を行うことができるための機能(システム等)の確保に努めます。
- 義務教育学校の前期・後期課程の教職員が連携して、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる施設整備を目指します。

(4) 児童生徒・地域住民の交流を推進できる施設整備

- 児童生徒のみならず地域住民の交流拠点や避難所としても使われる想定となることから、全ての人が利用しやすいように、ユニバーサルデザインを考慮した施設整備を目指します。
- PTA活動やコミュニティ・スクール等、学校を支援する人たちが集うことのできる施設整備を目指します。

(5) 児童生徒・地域住民の安全・安心を確保できる施設整備

- 避難時や集会、登下校時など、大人数がスムーズに移動できる動線の確保に努めます。
- 耐震性など災害に強く、地域の避難所機能を備えた施設整備を目指します。
- 児童生徒の通学に関わり、敷地内でのスクールバス、自転車、徒歩の安全性を確保した整備に努めます。

(6) 学校施設の機能向上を目指す施設整備

- 維持管理のしやすい素材や形状、更新・変更の容易な建築設備や故障しにくい機器設備とし、維持管理費用の低減が図られる施設整備を目指します。
- 防犯面は、児童生徒の安全に配慮し、機能的で効果のある設備となるよう努めます。
- コンパクトな校舎とすることで、エネルギー消費を縮減するとともに、施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーなどについて調査・研究していきます。
- 室の区画など、将来の教育活動の変化に応じて変更する場合、改修整備を行いやすい施設とするなど、長期間建物を有効に活用できる施設整備を目指します。
- 心身ともに健康な学校生活を送ることができるよう居住性の向上という基本的な視点で、空調設備や日照・採光・通風等に配慮することにより、快適性の確保に努めます。

2 学校規模

文部科学省の補助金等を活用する上で、文部科学省では学級数に応じた必要面積が示されており、建設（完成予定）時の学級数が基本となります。この場合の学級とは、普通学級（小学生は 35 人、中学生は 40 人で算定）としており、令和 8 年度に完成を予定していることから、小学校は 17 学級、中学校は 9 学級を基本とします。小学校と中学校の必要面積の総和が整備面積の上限であり建設規模となります。

【文部科学省基準による校舎等の必要面積（上限面積）】

(1 級積雪寒冷地補正、多目的教室及び少人数授業用教室加算あり)

(単位：㎡)

	条件	校舎	屋体	武道場	計
小学校	普通 17 学級 特別支援 8 学級	8,069	1,552		9,621
中学校	普通 9 学級 特別支援 5 学級	5,965	1,511	450	7,926
計		14,034	3,063	450	17,547

(資料) 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目より

(平成 18 年 7 月 13 日 18 文科施第 188 号文部科学大臣裁定 最終改正 令和 3 年 8 月 23 日)

公立学校建物の校舎等基準表 (抜粋)

■小学校基準

① 学級数に応ずる校舎必要面積

校 舎

(構造 : R, 単位 : m^2)

学級数 (特別支援学級を除く)	面積の計算方法
1 学級及び 2 学級	$769 + 279 (N - 1)$
3 学級から 5 学級まで	$1,326 + 381 (N - 3)$
6 学級から 11 学級まで	$2,468 + 236 (N - 6)$
12 学級から 17 学級まで	$3,881 + 187 (N - 12)$
18 学級以上	$5,000 + 173 (N - 18)$

1. $N \cdots$ 学級数
2. 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級 1 学級につき 168m^2 を加えた面積とする。
3. 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数 (特別支援学級を含む) に応ずる必要面積に 1.108 を、多目的教室及び少人数授業用教室 (少人数授業に対応した多目的教室を含む。) を設ける学校の必要面積は、学級数 (特別支援学級を含む。) に応ずる必要面積に 1.180 を乗じて得た面積とする。
4. 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
$32 \text{ m}^2 \times N^*$	$16 \text{ m}^2 \times N^*$

*特別支援学級数を含める

※普通教室 17、特別支援教室 8、多目的教室及び少人数授業用教室を設定、一級積雪寒冷地域の場合

$$3,881 + 187 \times (17 - 12) = 4,816$$

$$168 \times 8 = 1,344$$

$$(4,816 + 1,344) \times 1.180 = 7,268.8$$

$$32 \times 25 = 800$$

$$7,268.8 + 800 = 8,068.8$$

必要校舎面積 8,068.8 m^2

② 学級数に応ずる屋内運動場必要面積

屋内運動場 (集会室含む)

積雪寒冷地

(単位 : m^2)

学級数 (特別支援学級を含む。)	面積
1 学 級 ~ 9 学 級	922
10 学 級 ~ 11 学 級	1,092
12 学 級 ~ 23 学 級	1,258
24 学級以上	1,552

必要屋内運動場面積 1,552 m^2

■中学校基準

① 学級数に応ずる校舎必要面積

校 舎

(構造：R, 単位：m²)

学級数（特別支援学級を除く）	面積の計算方法
1 学級及び 2 学級	848+651 (N-1)
3 学級から 5 学級まで	2,150+344 (N-3)
6 学級から 11 学級まで	3,181+324 (N-6)
12 学級から 17 学級まで	5,129+160 (N-12)
18 学級以上	6,088+217 (N-18)

1. N・・・学級数
2. 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表によって計算された必要面積に特別支援学級 1 学級につき 168m²を加えた面積とする。
3. 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む）に応ずる必要面積に 1.085 を、多目的教室及び少人数授業用教室（少人数授業に対応した多目的教室を含む。）を設ける学校の必要面積は、学級数（特別支援学級を含む。）に応ずる必要面積に 1.105 を乗じて得た面積とする。
4. 上表の基準は、温暖地の学校の場合であって、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じて行う補正は次表のとおりである。

一級積雪寒冷地域	二級積雪寒冷地域
32 m ² ×N*	16 m ² ×N*

*特別支援学級数を含める

※普通教室 9、特別支援教室 5、多目的教室及び少人数授業用教室を設定、一級積雪寒冷地域の場合

$$3,181+324 \times (9-6) = 4,153$$

$$168 \times 5 = 840$$

$$(4,153+840) \times 1.105 = 5,517.265$$

$$32 \times 14 = 448$$

$$5,517.265 + 448 = 5,965.265$$

必要校舎面積 5,965.265m²

② 学級数に応ずる屋内運動場必要面積

屋内運動場（集会室含む）

積雪寒冷地

(単位：m²)

学級数 (特別支援学級を含む。)	面積
1 学 級 ～ 7 学 級	1,162
8 学 級 ～ 13 学 級	1,237
14 学 級 ～ 33 学 級	1,511
34 学級以上	1,515

必要屋内運動場面積 1,511 m²

3 施設設備

(1) 普通教室

文部科学省基準が計画する学級編制の標準の引き下げにより、義務教育学校開校時の令和8年度は、1年生～6年生までの学級編制の基準が35人になっていることを想定し、通常学級26学級、特別支援学級13学級（前期課程8学級、後期課程5学級）を想定し、総計39学級で組み立てます。

また、前期課程、後期課程それぞれに通級指導教室を1学級ずつ開設し、加配定員を配置して通常学級における特別な配慮を必要とする児童生徒の指導にあたります。

	通常学級	特別支援学級
前期課程	17	8
後期課程	9	5
総計	26	13
	39	

(2) 特別教室

前期課程、後期課程の児童生徒数及び教室数を前述のとおりとした場合、次のとおり特別教室17室を整備するものとする。

	理科室	生活科 室	音楽 室	図画 工作 室	美術 室	技術 室	家庭 科 室	外国 語 室	視 聴 覚 室	学 校 図 書 館	児 童 会 生 徒 会 室	教 育 相 談 室	進 路 指 導 室
前期課程	1	1	1	1			1						
後期課程	2		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	3	1	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1

※それぞれに特別教室を使用する実験器具や楽器、調理器具、工具類等を保管できる十分な広さの準備室を設ける。

(資料) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令より

学校の種類	特 別 教 室 の 種 類
小 学 校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室
中 学 校	理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室
義務教育学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

(3) 多目的教室等

- 少人数学習や習熟度別学習を実施するための普通教室に隣接した多目的スペースの配置を検討します。
- 児童生徒が多様な調べ学習に取り組めるような機能について検討します。
- これまで、校舎とは別に設置されていた前期課程の通級指導教室を同一校舎に設置することにより、在籍学級との連携が図られやすくなるなど、支援の充実に努めます。
また、後期課程においても障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的に通級指導教室の設置を目指します。
- 不登校児童生徒への支援として適応指導教室の設置について検討します。

(4) 共通・共用部

○トイレ・手洗い

- 学年ごとのまとまりに対応させ、バランスのよい配置に努めます。
- 児童生徒数に応じ十分な便器数、手洗い水栓の配置に努めます。
- 多目的トイレの配置を検討します。

○廊下・階段・エレベーター

- 廊下については、日常や避難時に通行しやすい幅員の確保に努めます。
- 車いすでの通行に配慮し、校舎全体のバリアフリー化を図るとともに、エレベーターの整備を検討します。
- 階段については、主に利用する学年に合わせ、それぞれの基準に則った段寸法となるよう努めます。

(5) 管理系施設

○校長室・職員室・事務室

- 校長室は、教職員との連携が図りやすいよう職員室に隣接した配置となるよう検討します。
- 職員室は、1室として義務教育学校の前期・後期課程の教職員の共用とし、教職員が一体感をもって教育活動を進めていくことができる配置を目指します。
- 登下校の様子が見渡せる等、防犯対策や緊急対応がしやすい配置を検討します。
- 職員室は事務室を統合した校務センターとしての機能をもたせるよう努めます。

○保健室

- 保健室付近まで緊急車両の乗り入れが可能な配置を検討します。
- 保健室の近接にシャワーや汚物流し、トイレ等の設置を検討します。

○会議室

- 全職員が会議を行うことを想定した広さとし、可動間仕切り等を設け、分割して利用できる仕様で設置します。

○その他

- 放送室、印刷室、給湯室、職員更衣室、倉庫等の必要な部屋を設置します。

(6) 屋内運動施設

- 前期・後期課程の授業時数を鑑み、メインアリーナとサブアリーナの施設整備について検討します。
- 避難所等の活用を想定し、電気、暖房設備は、個別に管理できる整備を検討します。
- 体育館の管理諸室として、更衣室、ミーティングルーム、トイレ、器具庫等の設置を図ります。
- 避難施設等としての活用を想定し、高齢者等の利用を考慮して多目的トイレやスロープ等の設置について検討します。

(7) 屋外施設

- 陸上用トラック、野球場を設置するとともに、運動会、体育大会等が十分実施できるスペースの確保に努めます。
- 屋外には、鉄棒等をはじめとする遊具の配置を検討します。
- プールは、既存施設の使用も含め検討します。

(8) 防災施設（設備）

- 避難所として活用できるような措置を考慮し、機能性等について必要な検討を進めます。
- 避難所として活用する際に、速やかに避難所開設できるよう備蓄スペースについて検討します。
- 災害時における電力、通信機能の確保のため必要な検討を進めます。

(9) 地域連携施設

- 学校運営協議会、PTA活動の拠点となるスペースの設置について検討します。
- 拠点となるスペースの配置については、学校教育等に支障が生じることがないよう、地域住民が出入りしやすい位置に計画するものとします。
- 学童保育施設については、同一建物内の設置を含め関係部署との協議・検討を進めます。

4 通学支援

児童生徒が通学する手段として、安全確保の観点や児童生徒の遠距離通学における心身に対する影響を考え、通学支援については、スクールバスの導入・運行を進めることとします。

スクールバスの対象については、通学距離、通学時間の観点及び子どもの発達段階を考慮し検討することとし、運行については、部活動や放課後の教育活動に留意したものとしします。

5 地域に開かれた学校施設

学校施設は、子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携や協働が図られるような施設としていく必要があります。

■ 義務教育学校においても、安全・安心な放課後の子どもたちの居場所づくりの推進及び地域住民との交流による地域コミュニティの形成を目的として、放課後子ども教室の実施について検討します。

■ 地域サークルなどの活動の場として学校施設の使用について検討します。

6 幼保、高校との連携

義務教育学校となり小中一貫教育の導入、推進していく中で、児童生徒等の多様な状況等に対応した幼稚園、保育所、高校との円滑な接続を図る観点から、幼保、高校との連携について調査・研究を進めていきます。

7 建設形態

義務教育学校の校舎建設については、既存の校舎（砂川中学校）を改修し小学校相当部分を増築していくものと、既存の校舎を活用せずに新築するものとの2通りの建設形態を想定しており、建設、施設管理に伴う概算費用や管理運営について、今後比較検証することにより決定していきます。

8 建設予定地

建設予定地については、これまでの適正規模適正配置の基本方針、基本計画の考え方を踏まえて検討を行い、日の出運動公園に近接し、公園施設の活用が見込めるなど教育活動の利便性が高いことや、土地の取得に困難な条件が伴わないことから、建設形態のいずれかにおいても「現砂川中学校敷地」とします。

【建設予定地】

	現砂川中学校敷地
所 在	砂川市吉野2条南5丁目37-1 外
面 積	45,898㎡
用途地域	第1種中高層住居専用地域

9 建設に係るスケジュール

現在の砂川中学校敷地内に建設するため、下記のようなスケジュールを想定しています。
 なお、このスケジュールは現段階の予定であり、今後変更になることもあります。

令和4年（2022年）度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本 構想			建設基本設計・実施設計								
令和5年（2023年）度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年（2024年）度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年（2025年）度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年（2026年）度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開 校											